



Title	使役構文について(二)
Author(s)	木内, 良行
Citation	Gallia. 1988, 27, p. 29-37
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/7384">https://hdl.handle.net/11094/7384</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 使役構文について (二)

木 内 良 行

前回に引き続き関係文法の枠内で faire + 不定詞の形をした使役構文について検討していく。前回は、坂原(1985)で示された二つの文融合規則の紹介から出発して、いくつかの問題点を指摘し、その二つの規則の一方に補文の受動変形を組み入れる可能性があることを示したにとどまった。今回は、前回に不十分だったところを補足するとともに、かなりの部分に修正を施すことになる。faire + 不定詞による使役構文は、意味的かつ構文的にも異なる二つのタイプ、つまり faire... (à) 型構文(以下 FA と略記)と faire... par/de 型構文(以下 FP と略記)があるが、従来は、同じ基底に異なる文融合の規則を適用することで、FA、FP という二つの異なる構文が生成されると考えられてきており、筆者の前回の議論もほぼそれに従った。しかし今回は、それとは全く逆に、文融合自体の規則はあくまで一つであり、FA、FP の相異なる部分は、文融合以前の基底の構造ですでに決定されていると考える立場をとることになる。当然、規則の再定式が必要になるが、以下では、まず、その立場をとるに至る発端となった文融合 1 の問題点に触れ、それから、従来の文融合規則と、FA、FP の基底構造の関連について考えていくことにしよう。

### 1. 文融合 1 の問題点

まず、坂原氏によって示された二つの文融合規則を示しておく。

文融合 1：補文の他動詞の主語は間接目的語に、他動詞の直接目的語、自動詞の主語は直接目的語になる。

文融合 2：補文で文法関係  $\alpha$  を持つ要素  $e$  は、 $\alpha$  を持ち続ける。ただし、 $\alpha$  が文法項(すなわち主語、直接目的語、あるいは間接目的語)で、かつ主文に既に  $\alpha$  を持つ要素があるときは、 $e$  は失業する(つまり、文法関係を失う)。

問題を明らかにするために、二つの文融合規則を比較してみよう。この二つの規則は、内容は勿論だが、その規則の在り方自体にかなり大きな違いが見られる。文融合 2 は、補文を構成しているそれぞれの名詞句あるいは前置詞句等が担っている文法関係(主語、目的語など)が、主文にそれと同じ文法関係を持つものがないときに限り、文融合で文が単文構造になった後もそのままに引き継がれ、もし仮に主文に同じ文法関係を持つものがあ

れば、文融合の後、主文にあった要素の方が優先されるという（つまり主文の要素は文法項のままだが補文のそれは文法項としての機能を失ってしまう）極めて自然な、直感的にも受け入れ易い内容を持つ。それに対し、文融合1は規則というより仮説と呼ばれるべきものであって、文融合の後に補文主語の文法関係が変化するというが、しかし、何故変化するのかそれについての説明は一切与えられていない。それだけでも問題と言えるが、この仮説の内容自体にも実は大きな欠陥が含まれている。

文融合1は少なくとも次の二点において不完全である。まず第一に、文融合1の仮説を補助する別の仮説がどうしても必要になるという点、そして第二に、文融合1の仮説では説明不可能な文が存在するという点である。例えば、坂原（1985）では文融合1が適用されたと考えられる文として、

(1) Pierre a fait téléphoner Marie à Jean.

があり、この文の基底は次の構造を持つとされる。

(2) Pierre a fait [Marie téléphoner à Jean]

文融合の後は文は単文構造になるはずで、確かに、Marie を接辞代名詞に変えて、

(3) Pierre l'a fait téléphoner à Jean.

と言える。ところが、補文の間接目的語であった à Jean を(1)で接辞代名詞にしようとすると非文となってしまう。

(4) \*Pierre lui a fait téléphoner Marie.

この事実を説明するためには、文融合1を補助するために次のような仮説を付け加えざるをえない。

(5) 補助仮説：文融合1により、補文の間接目的語は失業する。

また、(3)と平行して次の文が存在する。

(6) Pierre lui a fait téléphoner à Jean.

ここでは動作主が間接目的語になっている。したがって、この文が(2)で示された基底から生成されたものだとすると、補文の自動詞の主語は直接目的語になるとする文融合1の仮説に対する明らかな反例となるが、この種の文は文融合1の規則では全く無視されているようである。

補助仮説に関して付け加えておくと、à Jean が接辞代名詞になれないのは(6)においても同様である（つまり、lui は電話をされる人ではなく動作主の解釈しか受けない）。しかし(6)の場合だと、補文の主語が文融合で間接目的語になるために、補文の間接目的語が文法項の二重化禁止の規則により失業してしまうと説明できないことはない。それに対して(1)の場合、その文が(2)の基底から生成されるのであれば、生成の過程で文法項の二重化は起こらないはずである。それにもかかわらず補文の間接目的語は表層において文法項になることはできない。補助仮説はその事実があることを述べるだけで、その理由を説明するわけではない。文融合1で述べられる仮説についてもそれは同じことであ

る。では、これらの事象を統一的に説明するには、どのような方法が可能なのであろうか。

## 2. 従来の文融合規則について

文融合1に関する上記の問題の解決を図る前に、文融合規則と基底構造の関連について検討し直してみる。

前回までの試みは、端的に言えば、FA, FPの構文の差異を二つの文融合規則に還元しようとしたものであった。つまり、次に見られるように、(9)の基底に文融合1を適用すれば(7)(:FA), 文融合2を適用すれば(8)(:FP)が生成されて、基底の構造自体は基本的に同一であると仮定する。

(7) Paul a fait lire cette lettre à Marie.

(8) Paul a fait lire cette lettre par Marie.

(9) ⇐ Paul a fait [Marie lire cette lettre]

しかし、すべての基底について、文融合1, 文融合2が共に適用可能というわけではない。たとえば、補文に反対格動詞がくると文融合1が適用できない。

(10) Je ferai parvenir ce document à Jean.

(11) ⇐ je ferai [∅ parvenir ce document à Jean]

補文の反対格動詞の間接目的語は表層でもそのまま間接目的語として機能する。それに対して、文融合1の適用は補文の間接目的語が表層で失業することを前提としているからである。

また、逆に、次の例のように補文に反能格動詞<sup>(1)</sup>がくると、文融合2が適用できない。

(12) J'ai fait courir Jean.

(13) \*J'ai fait courir par Jean.

(14) ⇐ j'ai fait [Jean courir]

次の例も同様に文融合2が適用できないが、そこで注目したいのは(15) — (16) — (17), (21) — (18) — (19)の対応である。受動文とFPとのこの対応関係はかなり一般的なもので、補文の受動変形が可能か否かが、その基底に文融合2を適用してFPをつくれるかどうかの大きな目安となる。文融合1を適用するときは、(20)を見ればわかるように、そのような制約がない((12) — (13) — (14)についても同様なことが観察される)。

(15) Jean apprendra son rôle. (Jean = son ou Jean ≠ son)

(1) 反能格動詞とは反対格動詞以外の自動詞、即ち、始発層で主語を持つ自動詞のことである。実は反能格動詞でも、前回少し触れたように、二項動詞(間接目的語をとるもの)に限って、téléphonerのように少なくとも外見上はFPになれるものがある。これについては後に論じるが、それらの意味の特殊性から結果的にはFPとしてではなくむしろFAの一種として扱うことになる。

- (16) \*Son rôle sera appris par Jean. (Jean = son)  
 (17) Son rôle sera appris par Jean. (Jean ≠ son)  
 (18) \*Tu feras apprendre son rôle par Jean. (Jean = son)  
 (19) Tu feras apprendre son rôle par Jean. (Jean ≠ son)  
 (20) Tu feras apprendre son rôle à Jean. (Jean = son ou Jean ≠ son)  
 (21) ⇐ tu feras [Jean apprendre son rôle]  
 (Jean = son ou Jean ≠ son)

前回はその点に着目して、文融合 2 に受動変形を組み入れることを提案した。文融合 2 に指示されていることだけではこれらのことの予測をつけようがないからである。そのために、まず受動変形を他動詞構文の反対格動詞構文への変換と考えた。

NP<sub>1</sub> + V + NP<sub>2</sub> + Z (Z: 間接目的語, その他)

↓

ϕ + V inaccusatif + NP<sub>2</sub> + par/de NP<sub>1</sub> + Z

そして、補文にこの変形を施した後、文融合 2 と同じ規則を適用させると、実際、FP が生成できる。例えば (22) の場合、まず基底 (24) の反対格動詞構文文化があって (23) となり、それに文融合が起こる。

- (22) Je ferai écrire une lettre par Luc.  
 (23) ⇐ je ferai [ ϕ écrire une lettre par Luc ]  
 ↑  
 (24) je ferai [Luc écrire une lettre]

ただ、結果としては (24) に文融合 2 を直接に適用したのと同じことになるのだから、文融合の規則にその受動変形をどこで組みあわせるかが問題になってくる。前回はこの点が曖昧であった。もし文融合 2 の規則の中に受動変形を組み入れてしまうと、(12) から (24) に至る例文は確かに論理的に説明できるようになる。しかし、反対格動詞は受動変形が不可能だから (10) が排除されてしまい、結局、規則をもうひとつ増やさざるをえない。もしそれを避けようとするれば、受動変形を規則の適用以前の基底構造設定の段階に追いやってしまうしかない。つまり、FP では基底の補文ですでに受動変形がなされていると考えることである。今、ここでこの考えに従ってみよう。すなわち、FP の補文は他動詞構文ではなく受動構文、つまり反対格動詞構文をとると考える。つまり、先の (7), (8) の例文では、従来の見方とは異なり、(9) を基底構造とするのは (7) のみであり、(8) の基底は (25) となる。

- (7) Paul a fait lire cette lettre à Marie.  
 (9) ⇐ Paul a fait [Marie lire cette lettre]  
 (8) Paul a fait lire cette lettre par Marie.  
 (25) ⇐ Paul a fait [ϕ lire cette lettre par Marie]

とすると、以上のことより、それぞれの文融合規則が適用できる基底の補文構造には、はっきりした傾向のあることがわかる。

文融合 1   ⇒   [...[s.....]...] ⇒ FA  
(S：反能格動詞構文, 他動詞構文)

文融合 2   ⇒   [...[s.....]...] ⇒ FP  
(S：反対格動詞構文)

このように考えてくると、同一の基底に二つの異なる文融合規則を適用することで FA, FP が生成されるとする従来の構図が実は正しくなかったことになる。FA, FP はお互いに性格の異なる構造を持った基底を要求しており、補文構造が反対格動詞構文かどうかではっきりと二分されている。したがって、例えば、文融合 1 に関する問題を考えるときは、使役文のすべてを考慮する必要はない。補文構造が反能格動詞構文か他動詞構文で、表層で FA になる文に限って考察していけばそれで十分だということになる。このことを前提として、先に見た問題の解決を試みてみることにしよう。

### 3. 問題点の解決

3.1. 文融合 1 について解決すべき問題点は次のようにまとめられる。

Q1：補文の間接目的語が失業することをどう説明するか。

Q2：補文主語の文融合による文法関係の変化をどう説明するか。

まず Q1 について考えてみると、ある要素が失業する以上、それを失業させる別の要素、つまり同じ文法関係を持った要素がどこかにあった筈である。同じ補文内で二つの要素が同一の文法関係を持つことはないから、そのような要素があるとすれば、それは主文の中ということになるだろう。次に Q2 について考えてみる。もし、明白な理由づけが不可能な文法関係の移行規則を取り除こうとすれば、文法関係が移行するとされる当の要素と同一指示ではあるが別の文法関係を持つ他の要素がやってきて、もとあった同一指示の要素を消去したと考えるしかない。この方向での解決法の一例を次に示しておく。前回紹介した Fauconnier (1983)<sup>(2)</sup> の理論の一部を利用したもので、主要な点は次の二つになる。

(A) 表層で動作主を表す直接目的語あるいは間接目的語は、基底では、従来考えられてきたように補文の主語ではなく、主文の間接目的語であると考える。

---

(2) Fauconnier (1983) も文融合 2 の一般化を目指したものだが、全体の理論としては筆者のものとはかなり異なっている。その理論の紹介、批判については坂原 (1986) に詳しい。

(B) 主文の間接目的語は、文融合の後、もしその文が直接目的語を持たなければ、直接目的語に昇格できるものとする（以下 3 → 2 昇格と略記）<sup>(3)</sup>。

以下、この二点について説明を加えておこう。

まず、基底の構造は、従来考えられていた

(26) NP<sub>1</sub> faire [NP<sub>2</sub> V...]

ではなく、(A) で述べられるように、

(27) NP<sub>1</sub> faire [NP<sub>2</sub> V...] à NP<sub>2</sub>

となる。まず補文内の主語が主文の同一指示要素である間接目的語によって削除される。ただし NP<sub>2</sub> の V に対する指示関係が失われることはないので、主語が本来存在しない反対格動詞の場合とはっきり区別するために、生成文法で用いられている代名詞的要素 PRO を導入する。補文主語が削除された後に残るこの PRO は、単に NP<sub>2</sub> の V への指示関係を保証するための要素とする。

(28) NP<sub>1</sub> faire [PRO V...] à NP<sub>2</sub>

この段階で文融合が起こる。この基底構造をとることの利点は次のとおりである。まず補文内の要素の文法関係を変換させる必要がない。したがって、文融合規則には従来の文融合 2 で十分となる。また、主文の間接目的語の存在によって必然的に補文の間接目的語を失業させるので、文融合 1 の補助仮説はもはや必要なくなってしまう。

ただし、文融合 1 の仮説に言われるとおり、補文の動詞が自動詞であれば、動作主が直接目的語にもなる。これについての解決が (B) の 3 → 2 昇格により示されたものである。主文の間接目的語は、上記の文融合がまず起こり、それから直接目的語に昇格すると考える。

(29) NP<sub>1</sub> faire V à NP<sub>2</sub> ... → NP<sub>1</sub> faire V NP<sub>2</sub> ...

前回も見たように、動作主が接辞代名詞での形で現れるとき、それが直接形になるか間接形になるかの選択は、faire の後の不定詞が自動詞、特に補語の付いたものに限って、かなり不安定となる<sup>(4)</sup>。例えば、次の (30), (31) では le よりむしろ lui の方が自然に響くらしいが、(32) の場合は le でなければならないという。

(30) Pierre le/lui a fait téléphoner à Jean.

---

(3) この昇格が存在しうることの根拠のひとつとして、Fauconnier は、voler, conseiller, réquisitionner といった動詞が、直接目的語を欠くと、本来間接目的語であったものが直接目的語になれるということをあげている。

- a. On conseille cette stratégie à Jean.
- b. On conseille Jean.
- a. On vole sa bicyclette à Claude.
- b. On vole Claude.

(31) Je le/lui ferai penser à cette affaire.

(32) Je le/\*lui ferai obéir à Pierre.

何が理由でこの昇格が任意となったり義務となったりするのか明らかではない。しかし、このような現象があるという事実は、文融合とは独立して、上に述べたような昇格規則が存在することの可能性を十分に示してくれているように思えるのである<sup>(5)</sup>。

(4) ただ、このことが観察されるのは、接辞代名詞の場合に限られるようである。例えば、(6)で、接辞代名詞を *a* NP の形に置き換えると、文の許容度が著しく低下してしまう。このときは(1)のように直接目的語への昇格を余儀なくされるようである。これは、*a* NP が二つ並ぶことで、聞き手にとって、文構造の把握が困難になるためと考えられる。

(5) 坂原(1985)には、生成文法でいう Tough 構文に関して次の事実が指摘されている。Tough 構文とは、次のように、形容詞の補文の直接目的語が主文の主語に繰り上げられたものである。

Ce livre est difficile à lire. ⇐ [difficile [PRO lire ce livre]]

この繰り上げは、ただし、補文境界が一つの場合に限られるという。使役文は文融合により補文境界が取り払われているから、もし直接目的語があればそれを繰り上げることが理論的には可能なはずであり、実際、次のように言える場合がある。

(38) Cette théorie est difficile à faire comprendre à Jean.

⇐ [difficile [PRO faire comprendre cette théorie à Jean]]

ところが、次の文をそのまま補文に利用して、

(39) Pierre a fait téléphoner Marie à Jean.

直接目的語の繰り上げを行うと、結果は非文になってしまう。

(40) \*Marie est difficile à faire téléphoner à Jean.

⇐ [difficile [PRO faire téléphoner Marie à Jean]]

一見、奇妙であるが、これも、3→2 昇格の存在を認めれば説明できるように思われる。(38)の 'cette théorie' が基底から使役文生成に至るまで一貫して直接目的語であるのに対して、(40)の 'Marie' はもともと間接目的語で、文融合が起こった後でやっと直接目的語に昇格できたに過ぎない。注(4)で述べたように、そこで直接目的語の形がとられるのは、表層での構造の解釈の曖昧さを避けるための表面上の手段でしかなく、話者の意識の中では、'Marie' は本質的に間接目的語なのだ考えると、(40)の基底は、実は、

[difficile [PRO faire téléphoner à Marie à Jean]]

となり、(40)は直接目的語ではなく間接目的語を繰り上げたから非文になったのだということになる。



3.2. ここで、反能格動詞でありながら一見 FP の形をとる次のような文について考えてみよう。

(33) Jean fera téléphoner à Marie par Louise.

この種の文を一般の FP から区別する理由はまずそれらの文の意味の特殊性にある。前回にも指摘したことだが、(33) を次の文と比べた場合、

(34) Jean fera téléphoner Louise à Marie.

こちらの文だと、例えば、被使役者は Jean の忠告に従い自分の意志で電話したというかなり能動的な意味にとることも可能であるのに対して、先の (33) では被使役者が電話による伝言を頼まれたという程度の、単なる動作の仲介者、媒介者としての意味しかもたない。実際、反能格自動詞でこの構文をとることができるのは、動作の仲介者の存在が想定しうるものに限られるらしく、例えば obéir のようにそのような状況を考えることが困難な動詞は par NP を使えないようである。以上のことから、前回では、この par NP は次の文でそうであるように、

(35) Il a diffusé la nouvelle par les journaux.

単なる副詞句ではないかと考えたが、問題となったのはもし従来の文融合 1 が適用されたとすると補文の間接目的語が失業してしまうことであった。これは事実と反することなのである。だが、今回のように文融合 1 を改変すると状況はだいぶ変わってくる。補文の間接目的語の失業は主文の間接目的語によるものであり、主文からそれはずしてしまうと、その失業は起こらなくなるからである。ここでは次のように、à NP を par NP で置き換えた構造をひとつの解決案として出しておくことにしよう。

(36) NP<sub>1</sub> faire [PRO V...] par NP<sub>2</sub>

次のように使役文が補文にきたものも同様な構造を持つと考える。

(37) Il fait faire entrer Monsieur Dupont par son fils.

(38) ⇔ Il fait [PRO faire entrer Monsieur Dupont] par son fils.

3.3. 最後に、以上見てきたことをまとめておこう。

文融合規則は従来の文融合 2 と同じものである。

文融合規則：補文で文法関係  $\alpha$  を持つ要素  $e$  は、 $\alpha$  を持ち続ける。ただし、 $\alpha$  が文法項（すなわち主語、直接目的語、あるいは間接目的語）で、かつ主文に既に  $\alpha$  を持つ要素があるときは、 $e$  は失業する。

この規則が適用できる基底構造は次のとおりであり、その選択は補文の構造により決定されるものとする。

1. NP + faire + [s PRO V...] + à NP/※par NP  
 [S: 反能格動詞構文または他動詞構文]  
 (※ 動作の単なる代行者, 媒介者を意味するときに限られる)
2. NP + faire + [s  $\phi$  V...]  
 [S: 反対格動詞構文 (受動構文を含む)],

この再定式化が他の不定詞構文の解釈にどのような影響を与えるかということは大きな問題であり, それについての検討は別の機会に譲りたい。

### 参考文献

- Fauconnier, G. (1983): Generalized Union, in Tasmowski and Willeme (eds.)  
*Problems in Syntax*, Plenum.
- Kayne, R. (1975): *French Syntax*, MIT Press.
- 木内良行 (1986): 「使役構文について」, 『ガリア』XXVI号 1986.
- 坂原 茂 (1985-6): 「関係文法とフランス語」, 『ふらんす』(1985年2月-1986年9月)  
 白水社.
- 坂原 茂 (1986): 「文融合の領域拡大の試み Gilles Fauconnier 《Generalized Union》」  
 『フランス語学研究』第20号 p. 79-91.